

医療機関版

NEWS LETTER

2015 年 1 月号

中村太郎税理士事務所

東京都新宿区西新宿3-7-33ミツワバイナリー502
TEL : 03-6302-0475 / FAX : 03-6302-0474

Topic

スプリンクラー設置の改正、来年 4 月施行



平成 25 年 10 月に発生した福岡市の有床診療所火災を受けて検討されてきた「スプリンクラー設置義務」。総務省消防庁は 26 年 10 月 16 日、消防法施行令の一部を改正する政令（※）を公布しました。28 年 4 月から施行されます。

延べ面積基準の撤廃

今回の改正では、避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院について、原則として、延べ面積にかかわらずスプリンクラーの設置が義務付けられる他、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置対象となる施設の面積要件も見直されています。

また、屋内消火栓設備、動力消防ポンプ設備、消火器・簡易消火器具、火災報知設備の設置基準も見直されました。

なお、施行期日は平成 28 年 4 月 1 日（一部、平成 27 年 3 月 1 日）で、経過措置もあります。

避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院^(注)：

延べ面積にかかわらず、スプリンクラー設置を義務付け（ただし、延焼を抑制する施設構造を有する場合は例外として設置不要）

(注)「避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院」

- ① 次のいずれにも該当する有床診療所
 - ・皮膚科、産科、歯科等の総務省令で定める 13 の診療科名以外の診療科名（特定診療科名）を有するもの
 - ・4 床以上の病床を有するもの
- ② 次のいずれにも該当する病院のうち、相当程度の患者の見守り体制を有するもの（火災発生時の消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるもの）以外のもの
 - ・特定診療科名を有するもの
 - ・一般病棟又は療養病棟を有する病院

上記に該当しない有床診療所・有床助産所：

延べ面積 3,000 m²以上（平屋建てを除く）に設置を義務付け

※消防法施行令の一部を改正する政令（案）等に対する意見募集の結果及び政令等の公布（平成 26 年 10 月 16 日）[PDF]

詳細は、次の URL のページからご確認ください。

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h26/2610/261016_1houdou/01_houdoush

24 年度国民医療費、39 兆 2,117 億円で過去最高

厚生労働省が発表した「平成 24 年度国民医療費の概況」によると、平成 24 年度の国民医療費は 39 兆 2,117 億円、前年度比 1.6% の増

加で過去最高額となりました。人口一人当たりの国民医療費は 30 万 7,500 円、対 GDP 比率は 8.30%、対国民所得比率は 11.17% です。

10 万件台に突入した全国の一般診療所数

新年を迎え、新しいことに取り組む医療機関もあることと思います。ここでは、医療機関を取り巻く環境に関するデータとして、全国の一般診療所数の推移を紹介します。

2 年連続で 10 万件台に

26 年 9 月に発表された厚生労働省の「医療施設調査」(※)によると、平成 25 年 10 月時点の全国の一般診療所数は 100,528 件で、前年比 0.4% の増加になりました。24 年に続き 2 年連続の 10 万件超えとなり、全国の一般診療所数は 10 万件台で推移し始めました。

都道府県別にみると、東京都が 12,758 件で最も多く、全国の 1 割以上を占めています。次いで多いのが大阪府の 8,293 件、神奈川県 の 6,545 件ですから、東京都の一般診療所の多さがわかります。

24 年からの増減率では愛知県がトップに

25 年の一般診療所数を 24 年からの増減率で見ると、31 都道府県で増加、15 県で減少しています。増加をみると、愛知県が 1.0% となった以外は、いずれも 1% 未満の増加です。減少も 1% を超える県はなく、大きな増減はみられませんでした。

人口 10 万人当たりの一般診療所数

人口 10 万人当たりの一般診療所数をみると、全国平均は 79.0 となっています。

都道府県別では、和歌山県が 110.2 で最も多くなりました。次いで島根県と長崎県で 100 を超えました。

反対に埼玉県は 57.4 と最も少なく、和歌山県のほぼ半分程度の数になっています。茨城県や沖縄県も 50 台にとどまっています。

都道府県によって人口 10 万人当たりの一般診療所数は大きな違いがあり、市場の飽和度を考える際のひとつに目安と思われます。

貴院の所在地域の状況はいかがでしょう。

全国の一般診療所数の推移 (単位: 件)

	23年	24年	25年	24年からの増減率	人口10万 当たり
全国	99,547	100,152	100,528	0.4	79.0
北海道	3,377	3,386	3,396	0.3	62.5
青森県	903	893	896	0.3	67.1
岩手県	902	918	923	0.5	71.3
宮城県	1,571	1,616	1,627	0.7	69.9
秋田県	821	821	824	0.4	78.5
山形県	920	933	934	0.1	81.9
福島県	1,391	1,397	1,389	-0.6	71.4
茨城県	1,711	1,714	1,726	0.7	58.9
栃木県	1,411	1,422	1,433	0.8	72.2
群馬県	1,555	1,561	1,555	-0.4	78.4
埼玉県	4,081	4,114	4,149	0.9	57.4
千葉県	3,678	3,688	3,720	0.9	60.1
東京都	12,612	12,711	12,758	0.4	95.9
神奈川県	6,424	6,497	6,545	0.7	72.1
新潟県	1,675	1,672	1,684	0.7	72.3
富山県	773	772	771	-0.1	71.7
石川県	871	878	877	-0.1	75.7
福井県	591	589	591	0.3	74.3
山梨県	679	682	683	0.1	80.6
長野県	1,553	1,554	1,561	0.5	73.6
岐阜県	1,570	1,579	1,588	0.6	77.4
静岡県	2,693	2,715	2,705	-0.4	72.7
愛知県	5,058	5,108	5,161	1.0	69.3
三重県	1,506	1,523	1,528	0.3	83.4
滋賀県	1,004	1,017	1,019	0.2	72.0
京都府	2,481	2,484	2,472	-0.5	94.5
大阪府	8,225	8,253	8,293	0.5	93.7
兵庫県	4,967	4,971	5,010	0.8	90.1
奈良県	1,165	1,188	1,189	0.1	86.0
和歌山県	1,059	1,075	1,079	0.4	110.2
鳥取県	517	518	517	-0.2	89.4
島根県	732	729	727	-0.3	103.6
岡山県	1,622	1,631	1,638	0.4	84.9
広島県	2,611	2,592	2,598	0.2	91.5
山口県	1,276	1,280	1,280	0.0	90.1
徳島県	759	763	756	-0.9	98.2
香川県	818	823	824	0.1	83.7
愛媛県	1,239	1,251	1,247	-0.3	88.8
高知県	580	574	573	-0.2	76.9
福岡県	4,491	4,529	4,564	0.8	89.7
佐賀県	691	693	692	-0.1	82.4
長崎県	1,414	1,423	1,425	0.1	102.0
熊本県	1,459	1,481	1,482	0.1	82.3
大分県	973	975	970	-0.5	82.3
宮崎県	899	903	899	-0.4	80.3
鹿児島県	1,409	1,415	1,403	-0.8	83.5
沖縄県	830	841	847	0.7	59.9

厚生労働省「平成25年医療施設(動態)調査」より作成

※厚生労働省「医療施設調査」

全国の医療施設を対象に、毎年 10 月 1 日時点の状況について行われる調査です。詳細は次の URL のページからご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/79-1.html>

医療機関でよくみられる 人事労務Q&A

『有期労働契約の更新をする際の注意点とは！？』



現在、パートタイマー職員については、1年ごとに労働契約を更新しています。しかし、実態としてはほぼ自動更新のような運用になっており、契約期間満了後に、労働契約書を形式的に作成することがあります。このような状況下において、問題職員については次回の契約更新時に契約を更新することなく、契約期間の満了日に退職をしてもらっても問題ないでしょうか？



有期労働契約については、契約更新の都度、労働契約書において、更新の有無、更新の基準を明示する必要があります。こうした手続きを踏むことなく雇用を続けていけば、無期契約と同視される恐れが高まります。その結果、労働契約終了の手続きが解雇として取り扱われることがあるため、注意が必要です。

詳細解説：

パートタイマー職員等の有期労働契約者については、一般的に数ヶ月から1年以内の期間を定め、雇用継続の必要性を判断の上、雇止めを行うか、引き続き雇い続けるという運用が基本となります。ところが、定めた期間内に判断や更新手続きをすることなく、実質的に雇用を続けるという運用が行われていることがあります。

そもそも有期労働契約の締結にあたっては、本来、労働契約を更新するか否か、あるいは更新をする可能性があるのかという点を、予め労働契約書等において定めておくことが求められています。そして、契約を更新する可能性があれば、「契約を更新する場合の基準に関する事項」の明示が必要となり（労働基準法施行規則第5条第1号の2）、契約期間満了時の業務量、従事している業務の進捗状況、職員の能力、業務成績、勤務態度、会社の経営状況といった契約更新の判断基準となる事項を労働契約書等に明記することになります。

しかしながら、本来は労働契約の満了までの間に行わなければならない契約更新の手続きが正しく行われていない場合には、形式的には有期労働契約といえども無期契約と実質的には異ならないと考えられることとなります（東芝柳町工場事件 最判昭49年7月22日）。これはその雇止めが、解雇と同視されるということを意味し、労働契約法第19条においても「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないとき」は、雇止めが認められず、従前と同一の労働条件で有期雇用の契約が更新されると定めています。

以上から、有期労働契約者の雇止めを行う場合には、更新の有無や更新の基準を雇用契約期間内に正しく本人に伝え、更新をしないことについての具体的な事由を本人にも十分に説明することを大前提として、運用をしていかなければなりません。



事例で学ぶ 4 コマ劇場

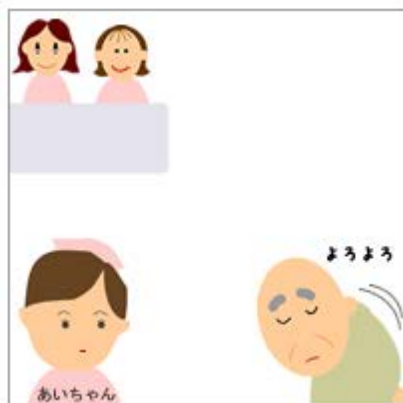
今月の接遇ワンポイント情報

『気配り』



ワンポイントアドバイス

気配り



今回のケースだけではなく、私が院内見学をさせていただく中で、いくつか気にかかることがあります。

- ・受付で下を向いたまま患者様が診察券をどうすれば良いのか迷っていても、その気配（けはい）を感じることができなかつたにも関わらず、ふと顔を上げると何事もなかったように診察券を無造作に受け取る人
- ・チェアに横になって口を大きく広げている患者様から、少し手を離して何かの準備にかかる際、「お口を閉じて、楽にしてください」と声をかけるどころか、広げた口のままで待たせてしまう人
- ・お子様の診察が終わり、かさばる荷物と一緒に子供を抱きかかえて、ドアを開けにくそうにしているお母様がいるのに、素知らぬ顔で次の患者様を呼び出してしまう人
- ・辛そうにしているのに、「問診票の記入はこちらでお願いします」と自分は動かず、患者様を動かしてしまう人

どの方も悪気がある訳ではないと思います。

そこに求められるのは、【気配り】です。

【気配り】は抽象的で難しい言葉ですが、このように捉えてはいかがでしょうか。

気配り

相手の気配（けはい）を感じ、自分自身が言動を起こすこと

忙しく振舞っている業務中心の考え方では、気配り上手にはなれませんね。

少し自分の言動を振り返り、患者様の気配（けはい）を察知する習慣を付けましょう。

自分の日常生活の中で、人と接したときの嬉しい気持ち・頼りない気持ち・イライラする気持ちなどにも注意を払って、感性のアンテナを張り巡らせておきましょう。